

# 温泉成分再分析のご案内

## ◆温泉成分の定期的な分析が義務付けられております

温泉法の改正により温泉成分の定期的な分析（10年ごと）、その結果に基づく掲示内容の更新が義務付けられました。改正温泉法は平成19年10月20日から施行されております。再分析の実施期限は下記のとおりです。温泉分析書の分析終了年月日をご確認ください。

分析終了年月日から  10年以内に再分析

温泉成分の再分析は豊富な実績のある

温泉分析機関登録番号：福島第1号

**社団法人福島県薬剤師会医薬品試験検査センター**

にご依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

### ご依頼・料金等の問い合わせ先

〒960-8157 福島市蓬萊町2丁目2番2号

社団法人福島県薬剤師会医薬品試験検査センター

担当：後藤

TEL 024-549-2198

FAX 024-549-2209